



「婚活キューピット山梨」会員規約

第1条 名称

本会は、「婚活キューピット山梨」と称す。(以下、キューピットと称す。)

第2条 目的

結婚相談所キューピットは、人口減少や過疎化を解消して地域活性化に寄与するため、結婚を希望する者に対し必要な情報の提供及びこれに関わるサービスやイベントの開催、必要な助言を行うことを目的とする。

第3条 会員登録可能な者

会員となるには、次の条件を満たさなければならない。

1. ホームページに掲載されている会員規約や入会申込書・誓約書を熟読し、理解した上、所定書面に必要事項を記載し、当社に直接持参して提出のこと。
Web サイト(婚活キューピット山梨のホームページ)から、来所予定日を予約しなければならない。
2. 結婚を誠実に希望する20歳以上の独身で、日本国内にお住まいの方で社会人として良識があり、定まった住所を有した方。(内縁関係、同棲中の方は登録不可)
3. 会員規約第16条の禁止事項の項目に該当しないこと。(山梨県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等、外)
4. 法的、社会的、精神的に良好な結婚生活を営むことが出来なければならない。

第4条 会員登録に必要な提出書類等

1. 本籍地の市町村長が発行する「独身証明書」(戸籍抄本での代用も可。いずれも3か月以内に取得した原本に限る。)
2. 健康保険証(原本に限る。勤務先等の確認のために必要であり、確認コピーの上、返却する。)
尚、健康保険証で勤務先が確認不可の場合には、これに代わるもの。
3. 最終学歴を証明する卒業証明書、卒業証書(確認コピーの上、返却する。)
4. 住民票(3か月以内に取得した原本に限ります。)
5. 所得証明書(最新のもので、女性は不要。)
6. 身分証明書(自動車運転免許証又はパスポート等の顔写真付、確認コピーの上返却する。)
7. 登録用写真2枚(3か月以内に撮影したもので、上半身を中心とした大きさL版サイズのカラー写真として種類の違うものとする。)

8. 登録料は、第11条第4項で定める金額を納入しなければならない。(登録期間内に一度も閲覧、お引き合わせが無くとも退会時の返金はありません。)
9. 会員申込書、会員誓約書、委任状(代理人を定める場合)

第5条 登録申込

キューピットが定めた会員申込書類一式を提出し、キューピットがこれを受理後、審査を行い、その後会員申込書、会員誓約書に署名捺印、会費納入した日をもって入会契約成立として会員として認めるものとする。

第6条 資格審査

キューピット規定のもとに資格審査をして会員登録の可否を決定するが、これは、キューピットの自由裁量によるものとする。尚、入会に関わる審査内容については一切公開しないものとする。

第7条 会員

会員とは、会員申込書類一式を当社に提出、キューピット会員規約を理解の上、資格審査をクリアし当社によって登録を認められた者をいう。

第8条 登録期間

1. 前条において、会員として認められた日から2年間有効。尚、第16条の禁止事項の項目に該当したと認められた場合には登録を抹消することが出来る。
2. 契約の更新
 - (1) 契約期間満了の1か月前迄に契約を更新しない旨の連絡がない場合は、本契約は自動的に2年間延長されるものとする。
 - (2) 契約更新料は当初契約と同額として、第11条第4項の更新会費を更新時に納入しなければならない。
 - (3) 月会費、交際成立料は、第11条第4項で定める金額を納入しなければならない(月会費は毎月の月末、交際成立料は引合せ後、キューピットから交際成立の電話連絡を行い、これから7日以内に納入しなければならない)。

第9条 登録内容

1. 開示項目

年齢、性別、住所地(市町村以上開示)、身長、最終学歴、職業、雇用形態、家族構成、結婚歴、子供の有無(人数、性別、年齢)、提出した写真、会員のプロフィール(住居、居住年数、勤続年数、年収、役職、転勤の有無、喫煙の有無、飲酒の有無、結婚後の同居、婿養子、趣味、自己PR)、相手への希望項目(年齢、身長、居住地、職業、年収、最終学歴、結婚歴、子供の有無(人数、

性別、年齢))、結婚後の同居、婿養子、喫煙の有無、飲酒の有無、その他)

2. 非開示項目

氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス

第10条 登録内容の変更

登録した内容に変更が発生した際には、様式1の登録内容変更届出書に記入、署名の上、変更事実発生後、直ちに当社に提出するものとする。

第11条 会費、月会費及び交際成立料

1. 会費

入会時に発生する各種事務手続きやプロフィールアルバムの作成及びお見合いシステムの登録作業等に要する経費。

2. 月会費

イベントの計画・開催や各種変更手続、会員の仲介に要する経費。

3. 交際成立料

お引き合わせ後、双方が結婚の意思表示を行い、退会する際の料金。

4. 会費及び料金

単位：円

	種類	金額		種類	金額
当初	男女共		更新	男女共	
	登録会費	30,000		登録会費	30,000
	月会費	2,500		月会費	2,500
	交際成立料	25,000		交際成立料	25,000

* イベント参加料については、別途徴収いたします。

第12条 クーリング・オフ

1. 会員は、会員契約の成立した日を含む8日間を経過するまでは、様式2のクーリング・オフの提出により、無条件に会員契約を解除することができる（この解除をクーリング・オフという）。

2. 会員契約の解除がなされた場合、この契約解除に伴う違約金又は損害賠償は発生しないものとする。

第13条 プロフィールの開示、閲覧、お引合せまでのフローチャート

1. 会員契約の際に提出した、「会員申込書」、「プロフィール」及び「相手への希望」を異性の会員本人対して、開示・閲覧を行う。（開示項目のみ）

2. 開示場所は次のとおりとし、相談員の立会いのものと行う。

都留市上谷二丁目1番15号 都留市新町別館A棟1階A号室
「婚活キューピット山梨」事務所

3. 閲覧の結果、希望の方がいれば、1回につき2名まで申し込みが可能とし、様式3の引合せ希望調書に記入して相談員に提出する。

キューピットでは、希望調書の優先順位の高い方から確認を取って、お引合せの意思確認を行う。意思確認には、一人について、1週間要しますので、意思確認中は貴方自身がお相手の会員申込書等の閲覧をすること、貴方自身の閲覧も異性に対し開示・閲覧はされない。

また、一度お引合せの申込みをされると、途中でのキャンセルは不可とする。

4. 申込みを受けた方は、1週間以内に意思表示をキューピットまでメール又は電話にて行わなければならない。

(1) 相手が受諾された場合

◇ キューピットから申込者に電話又はメールにて受諾された旨の結果を連絡し、連絡後、10日以内にお引合せの日時、場所を決定して二人に電話又はメールにて連絡する。

尚、お引合せ決定後のキャンセルは禁止とする。

◇ キューピットが日程調整をした結果、双方の希望の合致が無い場合においては、二人の了解後、引合せを不成立と致します。

◇ 不成立後、二人の登録会員申込書等の開示・閲覧が可能となる。

◇ 引合せは、キューピット立会いのもと行う。立会いの際には、顔写真付の本人を証明するものを持参すること。また、お茶菓子代として、お引合せ申込者が2,000円を負担する。

尚、双方ともに交際が成立する迄は否開示項目については、相手方に伝えないこと。

◇ 引合せの当日から、5日以内に交際の可否を双方ともにキューピットへ電話にて報告しなければならない。

◇ 引合せ後、交際が成立した際には、キューピットより双方に電話にて、氏名、連絡先を報告する。結婚までの間、キューピットでは交際に関するバックアップをさせていただきます。

尚、交際成立の際に交際成立料として、第11条第4項の料金を納入しなければならない。

◇ 交際開始後においては、大人としての自覚をもって、双方の自己責任において交際すること。

◇ 交際を中止するときには、自己の責任において相手方に誠意をもって伝え、また、キューピットに対しても電話にて連絡を入れなければならない。

◇ 交際中止の報告がされた日の翌日から、閲覧予約が可能となる。

◇ 交際中、キューピットからの連絡に全く応じない場合には、最終連絡後5日を経過した段階で退会とする。

◇ めでたく成婚された場合には、キューピットまで報告をしなければならない。

(2) 相手が受諾されなかった場合

◇ キューピットより申込者に対し、電話又はメールにて連絡する。

◇ 連絡の翌日より、会員申込書等の閲覧、予約が可能となる。

第14条 休会、退会の手続き

1. 休会手続き

所定の手続きにより12か月を期限として休会を希望することができる。様式4の休会届出様式により、キューピットあて提出のこと。休会の際には、登録期間が休会の月数分だけ延長される。

尚、休会の期間については、月会費は免除とする。

2. 退会の手続き

(1) 会員が婚約、結婚等により様式5退会届出様式により退会の意思表示がされた際には、会員申込の際の提出書類一式を返却する。

(2) 休会期間が経過しても、何ら手続きがされないものは職権にて退会手続きを行わなければならない。

(3) キューピットが定める会員規約を逸脱した場合には、退会及び次条の除名になることもある。

第15条 除名

キューピットは、次の項目に該当する場合に除名する事ができる。除名した者に対し、納入された第11条第4項の会費及び料金については、返金する義務は発生しないものとする。

尚、他に損害が発生した場合には、キューピットは会員に対して損害の賠償を請求できる。

1. キューピットが定める会員規約及びその他の規定に違反した場合。

2. 虚偽の申請、申告をした場合。

3. キューピットに対し届出が無く、3か月以上音信不通になった場合。

4. 第11条第4項に規定する会費及び料金を納入しない場合。

5. キューピットの目的を逸脱して、会員を悪用した場合。

6. キューピット又は会員の品位を傷つけた場合。

7. 次条の禁止事項の項目に該当したと認められる場合。

第16条 禁止事項

次の各項に記載されている行為、その他法令で禁じられている行為、成人として公序良俗に反する行為及び他のキューピット会員に迷惑のかかる行為は禁止する。

1. 不正な方法で登録行為を行うこと。
2. 既婚者又は交際中の異性が存在しているのにも拘らず、登録会員の申請を行うこと。
3. 山梨県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等が、会員の申請を行うこと。
4. ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的及び勧誘目的その他貴方自身の結婚相手を探す目的以外で登録行うこと。
5. 登録会員申込書等に虚偽の記載すること及び申請書類等に変更が発生したにも拘らず変更手続きを行わず、相手方の閲覧をすること。
6. キューピットで知り合った相手の方に対して、待ち伏せ、見張り、交際等の強要を行い、またストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定する「つきまとい等」の行為を行うこと。
7. 個人情報保護に関する法令及び個人情報の取り扱い規程に違反する行為を行うこと。
8. キューピットの業務に関し、暴力による脅迫及び不当な要求をして業務に支障を与えること。

第17条 紛争

結婚相談及び交際により生ずる紛争、事故、被害、金銭トラブルについてキューピットは責任を負わないものとする。また、婚約、結婚後についても同様とする。

1. キューピットに関し疑義、問題が生じた場合の申し出は会員本人のみとすること。
2. 会員が違反行為を行い、会員と直接協議が不可の場合、両親のどちらか、いない場合には会員に最も近い親族の同席のうえ、協議する。
3. 会員中及び退会後の紛争については、専属管轄裁判所を甲府裁判所都留支部に定める。

第18条 個人情報の取り扱い

キューピットは、個人情報を適切に扱うために規程を定め個人情報保護に関する法令及び個人情報の取り扱い規程を遵守して利用、管理しなければならない。

1. 法令等に基づく場合を除き、本人の許可、同意なく第三者への開示は行わないこと。
2. 個人情報の取り扱いは、業務上必要な範囲内で正規な手段によって取得し目的を明確にして利用すること。
3. 個人情報の取り扱い規程の取り扱いについては、キューピットは取り扱う事務員の徹底した教育を実施しなければならない。

第19条 個人情報の利用目的

キューピットでは、第9条第1項の開示項目を第2条の目的の達成以外に利用してはならない。

第20条 会員規約の改定

キューピットは、第2条の目的の範囲内で本規約を改定することができる。また、軽微に変更の場合を除き会員に通知しなければならない。尚、通知に記載する期日迄に異議の申し立てがない場合、会員はこの改定に同意したものとする。

第21条 その他

1. 交際、婚約及び結婚により生ずる事故、紛争及び金銭トラブルについては、キューピットでは一切責任を負わないものとする。
2. キューピットは、結婚を必ず約束するものではなく、出会いの場の提供と交際成立までを活動目的とする。

附 則

このキューピット会員規約は、平成29年4月1日から有効とする。